3　前二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可（長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の長期信用銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　略］

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九の五　長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四の二第三項の規定による特例子会社対象会社（同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を持株特定子会社（同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2～4　略］

（特定取引勘定）

第十二条の四の三　長期信用銀行は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、当該要件のいずれかに該当しない長期信用銀行又は当該要件のいずれにも該当しない長期信用銀行が特定取引勘定を設けることを妨げない。

［一・二　略］

［2～5　略］

3　前二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可（長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　同上］

（特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九の五　［同上］

［一～四　同上］

五　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2～4　同上］

（特定取引勘定）

第十二条の四の三　長期信用銀行は、特定取引を行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特別の勘定（以下「特定取引勘定」という。）を設けなければならない。この場合において、当該要件のいずれかに該当しない長期信用銀行又は当該要件のいずれにも該当しない長期信用銀行が特定取引勘定を設けることを妨げない。

［一・二　同上］

［2～5　同上］

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第十二条の四の五　長期信用銀行は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（長期信用銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第十二条の六　銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　次に掲げる全ての措置を講じること。

［イ～ハ　略］

［二～五　略］

［2・3　略］

（銀行法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十六条　［略］

2　前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　［略］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第十六条の二　長期信用銀行は、銀行法第十六条の四第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第十二条の四の五　長期信用銀行は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（長期信用銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第十二条の六　銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　次に掲げるすべての措置を講じること。

［イ～ハ　同上］

［二～五　同上］

［2・3　同上］

（銀行法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十六条　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　［同上］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第十六条の二　［同上］

［一～三　同上］

四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］